

事務事業評価シート

事業番号	29					
事業名	犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金(犬・猫不妊去勢手術助成事業)	局名	健康福祉局			
		部名	保健所			
事業開始年度	平成5年度	課名	生活衛生課			
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、同条例	課長名	長田操			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金(補助先: 犬・猫の所有者又は飼養者)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
事業概要	目的 (何のために)	動物の愛護及び管理に関する法律第37条「繁殖制限」の理念に基づき、貰い手のない子犬・子猫の致死処分頭数を一頭でも減らすとともに、野良猫の増加が市民生活に及ぼす影響を防ぐため、市民が飼い犬・飼い猫に実施する不妊・去勢手術に対して、その費用の一部を助成するもの。				
	対象 (誰・何を対象に)	次の要件に該当する犬又は猫に対する不妊去勢手術であって、市長が指定する獣医師が実施したもの。 ・所有者又は飼養者が市内に居住し、かつ当該犬猫が市内で飼養されていること ・生後3ヶ月以上であること ・犬の場合は狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射が済んでいること				
	事業内容 (手段・手法など)	①補助金交付申請書が提出され、補助金交付決定通知書を交付する。 (②申請者が決定通知書の発行日から30日以内に指定獣医師の動物病院で手術を実施し、この完了について請求様式に指定獣医師の記名押印を受ける。) ③手術が完了した日の翌月の15日までに適正な補助金交付請求書が請求されたら、申請時に提出された振込先口座に、補助金を支払う。(振込日は請求日の概ね1ヶ月後) 補助金額 犬 オス=3,000円/頭 メス=4,000円/頭 猫 オス=2,800円/頭 メス=4,000円/頭				
	事業の必要性	犬・猫の致死処分の減少は、全国的に大きな課題であり、法第6条の規定により、県が策定した動物愛護管理推進計画において、29年度までの致死処分数の数値目標が、18年度実績比で50%削減することとなっている。また、法第37条の規定により、所有者は生殖を不能にする手術に努めなければならないとされており、必要不可欠な事業である。				
コスト			平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
	事業費(直接経費)		7,240 千円	9,749 千円	8,471 千円	
	人件費	正規職員	従事者数	1 人	1 人	1 人
			概算人件費	7,265 千円	7,265 千円	7,265 千円
		嘱託職員・ 臨時職員等	従事者数	0.3 人	0.3 人	0.3 人
			概算人件費	383 千円	486 千円	437 千円
	人件費 合計		7,648 千円	7,751 千円	7,702 千円	
	総事業費		14,888 千円	17,500 千円	16,173 千円	
市民一人あたりの事業費		0.02 千円	0.02 千円	0.02 千円		

		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
財源内訳	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	
	受益者負担金	0千円	0千円	0千円	
	その他()	0千円	0千円	0千円	
	一般財源	7,240千円	9,749千円	8,471千円	
平成23年度事業費の主な内訳(人件費を除く)	項目	金額			
	犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金	8,471千円			
活動実績1	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	犬・猫不妊去勢手術助成件数	件	2,048	2,749	2,391
単位当たりコスト1	(総事業費/活動指標)	千円	7.3	6.4	6.8
活動実績2	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
単位当たりコスト2	(総事業費/活動指標)				
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	致死処分数の減少 本市 18年度実績 305頭→29年度目標 153頭 (22年度実績 154頭) (県 18年度実績 3,055頭→29年度目標 1,527頭) 平成23年度については、県が策定した動物愛護管理推進計画の29年度までの目標値(18年度実績の50%減少)である153頭の達成を目指す。				
成果実績	成果指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	犬・猫の引き取り頭数	頭	322	296	295
	犬・猫の処分頭数	頭	159	154	153
特記事項 (事業の沿革等)	動物愛護団体から助成制度の創設について議会に陳情、採択され、現在の制度実施に至った経過がある。 法第37条の規定により所有者は不妊去勢手術に努めることとされており、全国的にも自治体において助成制度が実施されている。				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	動物愛護の視点から、飼育される見込みのない子犬、子猫を増やさないことが重要であり、実際に市が引き取る犬・猫の頭数が減少し、その結果、致死処分頭数も減少の成果が出ている。 ゴミ集積所にダンボールに入れられて捨てられていたり、貰い手がつかず飼主が保健所に引取りを求める子犬・子猫の殺処分頭数を1頭でも減らすとともに、野良猫の増加による市民生活の被害拡大防止のため、事業の継続は不可欠である。				
評価	《評価の視点》	・ 必要性 ■ある □ない ・ 有効性 ■ある □ない ・ 効率性 ■ある □ない			
	《評価の区分》	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 再構築 <input type="checkbox"/> 見直し ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡充			
	《評価区分の理由》	【必要性】:動物愛護の視点から、飼育される見込みのない子犬、子猫を増やさないことが重要であり、法第37条の規定により所有者は不妊去勢手術に努めることとされている。一方、動物の生理として、犬は1回に5～10頭の子犬を産み年間1～2回出産し、猫は1回の出産で4～8頭の子猫を産み年間2～4回出産する。平成22年度の事業実績頭数は、犬(メス468、オス424)、猫(メス1,171、オス686)であるが、仮に本制度が存在しなかった場合、年間でメス犬が2回、メス猫が4回出産し、1回の出産で子犬又は子猫が5頭生まれる場合(理論上の最大数)を平成22年度実績により計算すると、子犬:468頭×2回×5頭=4,680頭と、子猫:1,171頭×4回×5頭=23,420頭 計28,100頭が生まれることとなる。その70%に貰い手が見つからず保健所で引取ると仮定すると、年間で28,100頭×0.7=19,670頭を引取り、相当な数の犬猫を殺処分することとなり、本制度は必要不可欠である。 【有効性】:犬猫引き取り頭数は、事業開始前の平成4年度は950頭(犬236、猫714)であったのが、事業の効果が現れ、年々引き取り頭数は減少し、平成22年度は296頭(犬165、猫131)と1/3程度にまで減少し、成果が出ている。 【効率性】:保健所で引取った子猫は、神奈川県との委託契約により神奈川県動物保護センターにおいて譲渡、殺処分等を実施しているが(H22年度単価は8,578円)、仮に本制度が存在しなかった場合の委託費用を増額分を算出すると次のとおりである。22年度実績の猫(メス)1,171頭について未手術で、各々の猫が年間1回、5頭出産し、70%の子猫を保健所で引取った場合の県に対する委託費用は、1,171頭×1回×5頭×0.7×@8,578円=35,157千円となり、本事業の総事業費の約2倍にあたる。よって、費用対効果からも本制度は効率的である。			
H24年度 予算への反映	現状維持とする。				
経営評価委員会 による意見	●現状維持 ⇒ 見直し 市民の感覚では、事業に係る人員数が多いと感じるため、例えば間接補助とし、動物病院から一括請求する仕組みとするなど、制度の運用方法を工夫し、効率化する必要がある。				